

男女共同参画社会をめざす  
はちのへプラン 2006

実施計画

前期（平成 18 年度～20 年度）

市民生活部 男女参画国際課

## はちのへ男女共同参画都市宣言

あなたはあなたらしくていい わたしもわたしらしくていい  
お互いを思いやり お互いを認め合い お互いを高めあい  
男だから女だからにとらわれず  
自分らしく生きていきたい

一人ひとりが生き生きと暮らせるまちを  
ともに築くため

八戸市は  
ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成 13 年 10 月 31 日

八戸市

# 目次

|     |                                    |    |
|-----|------------------------------------|----|
| 第1章 | 計画の概要                              | 1  |
| 1.1 | 計画の趣旨                              | 1  |
| 1.2 | 計画の期間                              | 1  |
| 1.3 | 推進体制                               | 1  |
| 第2章 | 計画の内容                              | 3  |
| 2.1 | 基本目標 I あらゆる分野において男女が共同して参画できる機会の確保 | 3  |
| 2.2 | 基本目標 II 性別による不合理な格差のない職業生活の確保      | 8  |
| 2.3 | 基本目標 III 家庭生活・地域社会で男女が協力し合う環境整備    | 13 |
| 2.4 | 基本目標 IV 個人として重んぜられるべき人格の尊重         | 21 |
| 第3章 | 重点推進事業                             | 27 |



# 1 計画の概要

## 1.1 計画の趣旨

この実施計画は、平成 18 年 2 月 22 日策定した八戸市男女共同参画基本計画「男女共同参画社会をめざすはちのへプラン 2006」に基づき、その具体的施策を体系的に示したものです。

新たな基本計画では、その基本目標として次の 4 つを掲げました。

- あらゆる分野において男女が共同して参画できる機会の確保
- 性別による不合理な格差のない職業生活の確保
- 家庭生活・地域社会で男女が協力し合う環境整備
- 個人として重んぜらるべき人格の尊重

今後、実施する事業は、これら基本目標に基づいて掲げた施策の方向に沿うことはもちろん、市が掲げた総合計画、その他の事業計画と整合性を図りながら、推進していくこととします。

## 1.2 計画の期間

この実施計画には、基本計画の計画期間 6 年間（平成 18 年～23 年）のうち、前半 3 年間で実施する事業を示しました。これは、基本計画の計画期間が 6 年で、前半 3 年と後半 3 年に分けて途中見直すこととしていることから、その前半期分の事業を今回掲げたものです。

## 1.3 推進体制

この計画の推進に当たっては、八戸市男女共同参画推進会議が進行を管理することとし、八戸市男女共同参画審議会には実施状況の調査と推進状況への意見を求めることとします。

# 八戸市男女共同参画基本計画の施策体系

## 基本目標Ⅰ あらゆる分野において男女が共同して参画できる機会の確保

- 課題1 政策・方針決定過程における参画の多様化の促進
  - 1) 市の施策・方針決定過程への男女共同参画の促進
  - 2) 市民・事業者等における取り組みへの支援と協力
  - 3) 状況の調査及び資料の収集と提供
- 課題2 男女平等のための意識啓発の推進
  - 1) 市民・事業者等を対象とした広報・啓発活動
  - 2) 関連法令・制度等の周知活動
  - 3) 男女共同参画に関する情報の収集・提供
- 課題3 さまざまな分野へチャレンジする意欲の促進への支援
  - 1) 身近なチャレンジ事例の情報収集・提供
  - 2) チャレンジ支援施策の周知・広報
- 課題4 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直しに関する情報収集・検討
  - 1) 各種施策が及ぼす影響についての調査・検討
  - 2) 意識・実態調査の実施
  - 3) 広報・啓発活動の充実・強化

## 基本目標Ⅱ 性別による不合理な格差のない職業生活の確保

- 課題1 労働の場における男女の均等な機会と待遇の確保
  - 1) 男女の機会均等・待遇平等の推進
  - 2) 能力発揮のための支援
- 課題2 多様な職業ニーズを踏まえた就業環境の整備
  - 1) 多様な就労形態に関する情報の収集・提供
  - 2) パートタイム労働・家内労働等の労働条件の向上
  - 3) 農林水産業・商工自営業における労働条件の整備
  - 4) 起業支援等雇用以外の労働への支援
- 課題3 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備
  - 1) 子育てを支援するための休暇・休業制度の導入促進
  - 2) 母性健康管理対策の促進
  - 3) 次世代育成支援対策の促進

## 基本目標Ⅲ 家庭生活・地域社会で男女が協力し合う環境整備

- 課題1 家庭における男女間での協力促進
  - 1) 家庭での男女協力のあり方についての情報収集・提供、啓発
  - 2) 男女間での家事の協力を促進する広報・啓発
- 課題2 子育て支援策の充実
  - 1) 保育サービス・放課後児童対策の一層の充実
  - 2) 良質な住環境の整備
  - 3) 安全な道路・交通環境の整備
  - 4) 安全・安心なまちづくりの推進
  - 5) ひとり親世帯への支援
- 課題3 高齢者・障害者・外国人が安心して暮らせる環境の整備
  - 1) 高齢者・障害者の自立を支援する環境の整備
  - 2) 高齢者等への介護体制の整備
  - 3) 国際交流の推進
- 課題4 地域活動及びボランティア活動の推進
  - 1) 市民活動団体への支援
  - 2) ボランティア活動を促進する気運の醸成
  - 3) 地域活動への参加を促進するための広報・啓発活動の推進

## 基本目標Ⅳ 個人として重んぜられるべき人格の尊重

- 課題1 男女間での暴力的行為を根絶するための基盤づくり
  - 1) 暴力を予防し、容認しない地域づくりのための広報・啓発活動の推進
  - 2) 配偶者間等の暴力被害者に対する保護・自立支援
- 課題2 男女がともに生涯を通じて営む健康づくりの促進
  - 1) 性差医療についての知識普及
  - 2) 病気の予防・早期発見につながる健康づくりの推進
  - 3) 健康をおびやかす諸問題についての対策の推進
- 課題3 男女が平等で多様な選択を可能にする教育・学習への支援
  - 1) 多様な選択を可能にする学校教育及び進路指導の推進
  - 2) 教職員に対する啓発活動の推進
  - 3) 生涯学習の促進

## 2 計画の内容

### 2.1 基本目標 I あらゆる分野において男女が共同して参画できる機会の確保

市政並びに民間企業、地域活動、学校活動、市民団体等における政策・方針決定過程への参画に構成員の多様な意見を反映させるための施策を推進する。

#### 基本目標 I

##### 【基本目標の課題】

- 課題 1 政策・方針決定過程における多様化の促進
- 課題 2 男女平等のための意識啓発の推進
- 課題 3 さまざまな分野へチャレンジする意欲の促進への支援
- 課題 4 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直しに関する情報収集・検討

##### 【指標とその目標値】

- 審議会等の男女構成比率において少ないほうの割合が 30% を下回らないこと
- 審議会等の公募による委員比率が少なくとも 10% 以上になること
- 指導的立場の女性の比率が少なくとも 30% 以上になること
- 八戸市男女共同参画基本条例を制定したことを知っている人の割合が、20 歳以上の市民の 80% 以上になること

### 2.1.1 課題1の施策の体系

#### 課題1 政策・方針決定過程における多様化の促進

##### 1) 市の施策・方針決定過程への男女共同参画の促進

###### 1. 審議会等への性別で偏らない委員の登用【行政改革推進課】

内容：女性の市政への参画を促進するため、「八戸市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」第4条第5号で女性委員を積極的に選任し、その構成比率は30%以上を目標としている。

###### 2. 審議会等での公募制の積極的導入【行政改革推進課】

内容：市民の行政への参画機会の拡充を図るため、平成15年度からは「八戸市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」第4条第7号において、公募による選任を原則義務付けている。また、「八戸市附属機関等公募委員候補者登録制度」を設け、附属機関等の公募情報を登録者に送付している。

###### 3. はちのへ女性まちづくり塾の開催【男女参画国際課】

内容：審議会委員等への女性の登用促進のための人材育成を目的とした講座を開催する。

##### 2) 市民・事業者等における取り組みへの支援と協力

###### 4. 地域啓発講座の開催【男女参画国際課】

内容：男女共同参画意識の啓発に力を入れるべき地域を対象に、事業所等を訪問して啓発講座を開催する。

##### 3) 状況の調査及び資料の収集と提供

###### 5. 推進状況の公表【男女参画国際課】

内容：毎年の男女共同参画推進事業の推進状況を調査し、公表する。



## 2.1.2 課題 2 の施策の体系

## 課題 2 男女平等のための意識啓発の推進

## 1) 市民・事業者等を対象とした広報・啓発活動

## 6. 女と男の明日を考える八戸市民のつどい【男女参画国際課】

内容：男女共同参画に関する基調講演等を通して、男女共同参画について考える機会を市民に提供する。

## 7. 市の男女共同参画を紹介する web ページの周知【男女参画国際課】

内容：当市の web ページに、男女共同参画に関する情報を掲示し、啓発に努める。

## 2) 関連法令・制度等の周知活動

## 8. 男女共同参画基本条例パネル展の開催【男女参画国際課】

内容：男女共同参画に関するパネルを展示して、男女共同参画や女性問題について考えてもらう機会を提供する。

## 9. 男女共同参画週間の周知【男女参画国際課】

内容：男女共同参画週間（6月23日～29日）にその意味や実施事業を紹介し、男女共同参画意識を啓発する。

## 10. 人権週間の周知【生活相談課】

内容：「人権週間（12月4日～12月10日）にその意義等を紹介し、人権意識を高める。

## 11. 農山漁村女性の日の周知【農業振興課】

内容：農山漁村女性の社会活動への参加を促し、能力発揮を促進することを目的として設定された「農山漁村女性の日」を関係機関・団体等に周知を図るとともに、各種大会などへの参加を促す

## 3) 男女共同参画に関する情報の収集・提供

## 12. 宣言都市サミット参加による情報収集【男女参画国際課】

内容：毎年開催される男女共同参画宣言都市全国サミットに職員を派遣し、各宣言都市の担当者らと情報交換して、将来の業務内容等に生かす。

## 13. 新聞記事等のスクラップ保存【男女参画国際課】

内容：毎日の新聞記事のうち、男女共同参画に関するものを切り抜き保存し、閲覧に供する。

## 14. 男女共同参画情報コーナーの設置【男女参画国際課】

内容：男女共同参画推進担当部署に情報コーナーを設置し、関連図書やビデオ、情報誌などが閲覧・貸し出しに供する。

### 2.1.3 課題3の施策の体系

#### 課題3 さまざまな分野へチャレンジする意欲の促進への支援

##### 1) 身近なチャレンジ事例の情報収集・提供

###### 15. チャレンジ事例掲載誌等の閲覧【男女参画国際課】

内容：内閣府等から送られてくる冊子等を情報コーナーで閲覧に供する。

##### 2) チャレンジ支援施策の周知・広報

###### 16. ReBe セミナーの開催【男女参画国際課】

内容：出産・育児や介護のため退職した人の再就職を支援するため、財団法人21世紀職業財団と共催で「ReBe（再就職準備）セミナー」を開催し、その周知に努める。

## 2.1.4 課題 4 の施策の体系

## 課題 4 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直しに関する情報収集・検討

## 1) 各種施策が及ぼす影響についての調査・検討

## 17. 八戸市男女共同参画推進庁内委員による調査・研究【男女参画国際課】

内容：庁内委員が独自にテーマを決め、調査し、結果を市長に報告して今後の施策の参考にする。

## 18. 行政文書の見直し及び修正指導【総務課】

内容：行政文書等を男女平等の視点から見直し、性差別表現について修正するため、公印の押印の際に提示する各課の決裁文書における性差別表現を点検する。

## 19. 広報紙の記事等のチェック【調整広報課】

内容：「広報はちのへ」を編集・発行するうえで、性差別的な表現にならないよう常にチェックする。また、表現等に問題がある原稿については、担当課に対して指導を行う

## 2) 意識・実態調査の実施

## 20. 男女共同参画にかかわる状況の調査【男女参画国際課】

内容：市民や企業、各種団体、その他行政機関などを対象に、男女共同参画に影響するさまざまな事柄についてアンケート等により調査する。

## 3) 広報・啓発活動の充実・強化

## 21. 男女共同参画社会を考える情報誌「WITH YOU」の発行【男女参画国際課】

内容：定期的に男女共同参画に関する情報誌を発行し、市民の意識の醸成を図る。

## 22. 啓発用パンフレットの発行・配布【男女参画国際課】

内容：男女共同参画社会について、広く市民にわかりやすく伝えるために、周知啓発用パンフレットを発行する。

## 2.2 基本目標 II 性別による不合理な格差のない職業生活の確保

職業生活において、不合理な格差のない意欲と能力が発揮でき、しかも次世代を育成することに配慮がなされている社会を構築するための施策を推進する。

### 基本目標 II

#### 【基本目標の課題】

- 課題1 労働の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進
- 課題2 多様な職業ニーズを踏まえた就業環境の整備
- 課題3 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

.....

#### 【指標とその目標値】

- 市内でポジティブ・アクションを実施している企業の割合が10%以上になること
- 市内の事業所の管理職についている男女の構成比率において少ないほうの割合が15%を下回らないこと
- 市内の事業所で「次世代育成支援行動計画」を策定している割合が10%以上になること

## 2.2.1 課題 1 の施策の体系

## 課題 1 労働の場における男女の均等な機会と待遇の確保

## 1) 男女の機会均等・待遇平等の推進

## 23. 男女雇用機会均等セミナーの開催【商工労政課】

内容：財団法人 21 世紀職業財団と共催で、性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するため、企業経営者・人事労務担当者等を対象としたセミナーを開催し、使用者の意識啓発を図る。

## 24. 企業におけるポジティブアクション実施促進【商工労政課】

内容：職場における男女平等を徹底するため、「男女雇用機会均等法」の履行確保を担う青森労働局や青森県、さらに関連推進団体である財団法人 21 世紀職業財団青森事務所や雇用能力開発機構青森センターと連携をとりながら、各種の施策の推進に努める。

## 25. 認定農業者共同申請の推進【農業振興課】

内容：地域農業の主要な担い手となる認定農業者の申請について、家族経営協定を締結している経営体は、夫婦共同で申請できることから、制度の周知を徹底し、女性の経営参画を促す。

## 2) 能力発揮のための支援

## 26. キャリアアップセミナー受講促進【商工労政課】

内容：(財)21 世紀職業財団主催の企業の女性中堅社員（入社後 10 年前）を対象とした「女性のためのキャリアアップセミナー」に関するちらし、パンフレット類を置いて、企業の事業主や人事労務担当者の目に触れる機会を多くし、制度の普及推進に努める。

## 27. 八戸市職業訓練センターでの研修講座開催【商工労政課】

内容：職業訓練の場を提供している八戸地域職業訓練センターでパソコン講座や商業簿記などの講座を開催し、職業能力の向上を促進する。

## 2.2.2 課題2の施策の体系

## 課題2 多様な職業ニーズを踏まえた就業環境の整備

## 1) 多様な就労形態に関する情報の収集・提供

## 28. 業種別使用者会議の開催【商工労政課】

内容：男女雇用機会均等法の周知や男女労働者間に生じている格差の解消、並びに働きやすい環境づくりの推進のため、財団法人21世紀職業財団が特定の業種を選定して開催する「業種別使用者会議」への使用者、担当者の参加を呼びかける。

## 29. 男女平等優良企業の紹介【男女参画国際課】

内容：男女にかかわらず家事と仕事を両立するための制度を整備している事業者を紹介し、その制度普及に努める。

## 2) パートタイム労働・家内労働等の労働条件の整備

## 30. パートタイム労働に関するパンフレットの配布【商工労政課】

内容：パートタイム労働者の多様な就業意識や就業実態を踏まえた適正な雇用管理の改善を推進するため、「パートタイム労働ガイダンス」や「パートタイム雇用管理改善セミナー」等の開催チラシを窓口に設置し、周知に努める。

## 31. パートタイム労働者の雇用管理改善制度の周知【商工労政課】

内容：パートタイム労働者の多様な就業意識や就業実態を踏まえた適正な雇用管理の改善を推進するため、雇用するパートタイム労働者に一定の雇用管理面での改善を図る中小企業事業主に対して助成する「中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金（モデル事業主助成金）」制度や「事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金」等の周知に努める。

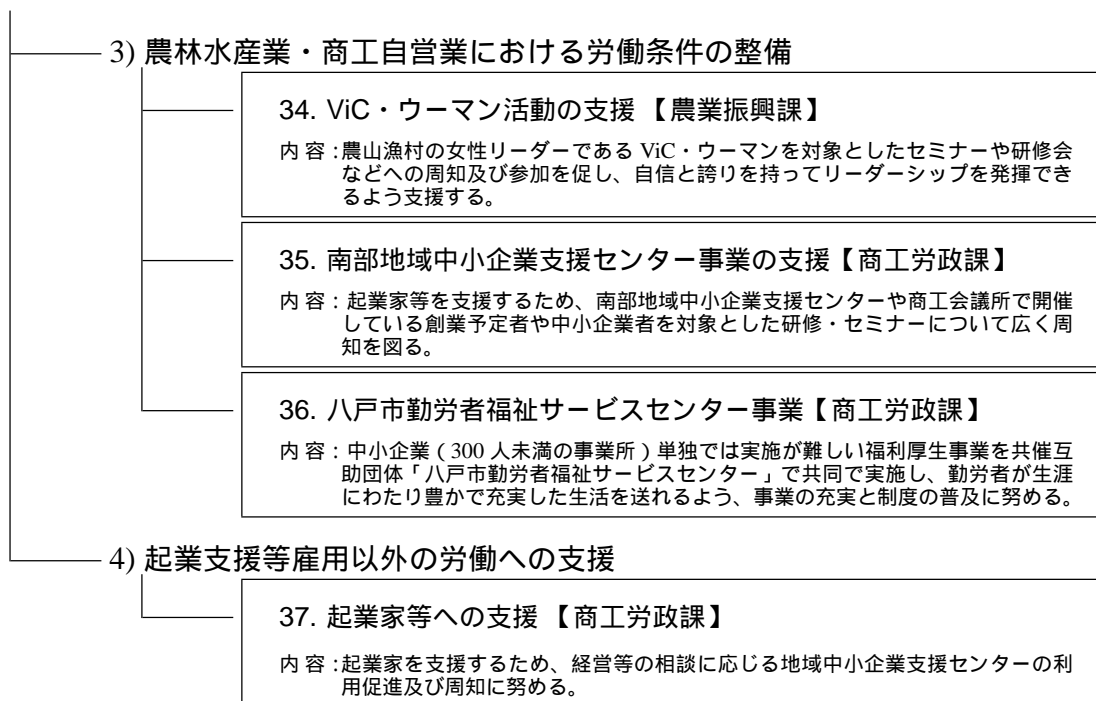
## 32. 中小企業退職共済制度の周知【商工労政課】

内容：中小企業の相互共済と国の援助で退職金制度を確立し、これにより中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とした中小企業退職共済制度の周知に努める。

## 33. 家内労働法の周知【商工労政課】

内容：家内労働法を周知するため、青森労働局を中心に行う家内労働旬間実施事業の周知に努める。

(次ページに続く)



### 2.2.3 課題3の施策の体系

#### 課題3 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

##### 1) 子育てを支援するための休暇・休業制度の導入促進

###### 38. 育児・介護休業法の周知【商工労政課】

内容：育児や介護を行いながら働くことを希望する人の仕事と家庭の両立を支援するため、財団法人21世紀職業財団が行うセミナーや各種助成金のパンフレットを窓口置き、普及啓発に努める。

###### 39. 育児・介護等を行う労働者に配慮した雇用環境整備の普及促進【商工労政課】

内容：仕事と育児・介護とが両立できるような取り組みを行う事業主に対し、事業の実施に要した費用の2/3（1団体200万円を限度）を2年間助成する「育児介護雇用環境整備助成金」制度の周知に努める。

##### 2) 母性健康管理対策の促進

###### 40. 両立支援事業の周知【商工労政課】

内容：労働者が育児又は家族の介護に係るサービスを利用したとき、その費用の負担を軽減する措置を実施した事業主に対して、その措置の実施に要した額の一定割合を助成する「育児・介護費用助成金」制度の周知に努める。

###### 41. フレーフレーテレフォン事業の周知【商工労政課】

内容：育児・介護等に関する各種サービスを受けるための相談や地域の具体的な情報を無料で電話等で受けられるフレーフレーテレフォン事業についての周知に努める。

##### 3) 次世代育成支援対策の促進

###### 42. 次世代育成行動計画策定の促進【商工労政課】

内容：事業所に対し、次世代育成行動計画について周知を図り、策定を促進する。



## 2.3 基本目標 III 家庭生活・地域社会で男女が協力し合う環境整備

仕事、家庭生活、地域活動のバランスが取れた日常生活を送ることができるために、ハード面を含む環境整備を進め、豊かな社会を構築するための施策を推進する。

### 基本目標 III

#### 【基本目標の課題】

- 課題 1 家庭における男女間の協力促進
- 課題 2 子育て支援策の充実
- 課題 3 高齢者・障害者・外国人が安心して暮らせる環境整備
- 課題 4 地域活動及びボランティア活動の推進

.....

#### 【指標とその目標値】

- 育児休業取得率が男性 10% 以上、女性 80% 以上となること
- 子どもの看護休暇制度、介護休暇制度の普及率が 25% 以上となること
- 育児のための短縮勤務等の制度の普及率が 25% 以上となること
- 町内会への加入率が 70% 以上となること

### 2.3.1 課題1の施策の体系

#### 課題1 家庭における男女間での協力促進

##### 1) 家庭での男女協力のあり方についての情報収集・提供、啓発

###### 43. 男女共同参画に関する情報誌の収集・閲覧【男女参画国際課】

内容：各自治体で発行している男女共同参画に関する情報誌を収集し、情報コーナーで閲覧に供する。

###### 44. 家族経営協定の締結促進【農業委員会事務局】

内容：配偶者や後継者がやりがいを持って農業に取り組めるよう、家族全員の話し合いにより、個々の役割分担、労働時間、休日等の就業条件などを取り決めて明文化することにより、経営に対する意欲の増進と生活の安定の促進を図る。

##### 2) 男女間での家事の協力を促進する広報・啓発

###### 45. パンフレットの配布【男女参画国際課】

内容：家庭での協力のあり方を考えるパンフレットを配布し、啓発する。

## 2.3.2 課題 2 の施策の体系

## 課題 2 子育て支援策の充実

## 1) 保育サービス・放課後児童対策の一層の充実

## 46. ファミリーサポートセンターの推進【子ども家庭課】

内容：育児等の手助けを受けたい人と手助けしたい人が会員として登録し、会員同士で相互援助活動を行う。

## 47. 病後時保育事業【子ども家庭課】

内容：保育所に通所中の児童等が病気の回復期であり、集団保育が困難とされる期間、当該児童を保育所等に付設された専用スペース又は派遣された保健師等が児童の自宅等において預かる事業を実施する。

## 48. 一時保育事業【子ども家庭課】

内容：保育所に入所していない就学前児童で、緊急的に保育が必要な児童を一時的に預かる一時保育事業を行う保育園に対し、補助金の交付を行う。

## 49. 特定保育事業【子ども家庭課】

内容：保護者や同居の親族など1か月64時間以上保育できない就学前児童を必要な日時について保育を引き受ける。

## 50. 休日保育事業【子ども家庭課】

内容：保護者の就労により、休日等に保育を要する児童のために、休日保育事業を実施する。

## 51. 認可外保育施設助成事業【子ども家庭課】

内容：認可外保育所の職員並びに児童の健康診断費及び保育材料費を助成する。また、児童の保護者に対し、第3子以降の児童及び乳児の保育料を助成する。

## 52. 放課後児童健全育成事業【子ども家庭課】

内容：放課後に保護者が就労等の事情により、家庭にいないおおむね10歳未満の児童を対象に、適切な遊びの場と生活の場を与える。

## 53. 認可保育所整備事業【子ども家庭課】

内容：待機児童及び超過入所を解消するため、認可保育所を整備、または老化した施設の改築や多機能化を促進する。

## 54. 延長保育事業【子ども家庭課】

内容：保護者の就労時間や通勤時間の増加等に伴い生ずる保育需要に対応するため、延長保育を実施している保育園に対し、補助金を交付する。

## 55. 軽・中程度障害児保育事業【子ども家庭課】

内容：保育に欠ける軽・中程度の障害児を保育所に入所させ、健常児とともに集団保育を行うことで、健全な社会性の成長発達を促進する。

## 56. 児童館運営事業【子ども家庭課】

内容：児童に健全な遊びを与え、健康増進や情操を豊かにすることを目的に、児童の健全育成に関する総合的な機能を有する施設を運営する。

(次ページに続く)

|                   |   |
|-------------------|---|
| 2) 良質な住環境の整備      | <p><b>57. 公園整備事業【公園緑地課】</b></p> <p>内容：子どもの遊び場や住民の交流の場としての公園整備を行う。</p>   |
|                   | <p><b>58. 緑化推進事業【公園緑地課】</b></p> <p>内容：緑と花に囲まれた快適な環境を市民全体で築くために、花壇コンクールや花いっぱい運動、学校緑化を実施する。</p>   |
| 3) 安全な道路・交通環境の整備  | <p><b>59. 道路建設事業【道路建設課】</b></p> <p>内容：くらしのみちゾーン形成事業やコミュニティゾーン形成事業を通じて、安全かつ快適な歩行空間を確保する。</p>   |
|                   | <p><b>60. 道路維持事業【道路維持課】</b></p> <p>内容：道路の補修や除雪などを通じて、安全な道路環境の確保に努める。</p>  |
| 4) 安全・安心なまちづくりの推進 | <p><b>61. 街路灯等の整備【道路維持課】</b></p> <p>内容：夜間でも安心して歩けるよう、街路灯等を整備するほか、街路灯の電気代について助成を行う。</p>  |
|                   | <p><b>62. 交通安全推進事業【防災安全推進室】</b></p> <p>内容：市民を交通事故から守るため、関係機関・団体と一体となり、交通安全施設の充実はもとより、人命尊重の理念に立って交通安全教育や交通安全運動を展開して交通安全意識の高揚を図り、交通事故の未然防止に努める。</p>                           |
|                   | <p><b>63. 防犯事業【防災安全推進室】</b></p> <p>内容：八戸地区連合防犯協会の活動を促進するとともに、犯罪の広域化・凶悪化・低年齢化等の進行や、生活に身近な住宅や事業所における犯罪が増加する中で、警察等の関係機関・団体と連携を強化し、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するとともに、市民の自主防犯意識の高揚を図る。</p> |
| 5) ひとり親世帯への支援     | <p><b>64. 介護人派遣【子ども家庭課】</b></p> <p>内容：母子家庭等が一時的に生活援助、母子家庭等が一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣し、母子家庭の生活の安定を図る。</p>   |
|                   | <p><b>65. 児童扶養手当【子ども家庭課】</b></p> <p>内容：父と生計を同じくしていない児童について、監護している母または養育している人に手当を支給する。</p>   |
|                   | <p><b>66. 遺児対象給付事業【子ども家庭課】</b></p> <p>内容：父母をなくした遺児について、小学校または中学校に入学する際に入学祝金、中学校を卒業する際に卒業祝金を支給する。</p>  |
|                   | <p><b>67. ひとり親家庭等医療費給付事業【子ども家庭課】</b></p> <p>内容：母子・父子家庭等に医療費を助成する。</p>   |

## 2.3.3 課題3の施策の体系

## 課題3 高齢者・障害者・外国人が安心して暮らせる環境の整備

## 1) 高齢者・障害者の自立を支援する環境の整備

## 68. 高齢者住宅整備資金貸付事業【高齢福祉課】

内容：60歳以上の高齢者と同居する親族に対して、高齢者のために行う住宅整備の費用を貸し付けする。

## 69. 身体障害者補装具給付事業【障害福祉課】

内容：身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具を交付（修理）している。

## 70. 重度身体障害者日常生活用具給付事業【障害福祉課】

内容：在宅の身体障害者（児）に対して、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付する。

## 71. 知的障害者地域生活援助事業【障害福祉課】

内容：居宅介護支援、デイサービス支援、短期入所支援を実施し、知的障害者が地域で普通に暮らすノーマライゼーション理念の具現化する。

## 72. 障害者小規模作業所助成事業【障害福祉課】

内容：在宅の障害者の作業指導及び生活訓練を実施している障害者小規模共同作業所に対して助成を行う。

## 73. 心身障害者住宅整備資金貸付事業【障害福祉課】

内容：心身障害者の専用居室を増改築する場合、障害者及び同居親族に対し、必要な経費の一部を貸し付ける。

## 74. 高齢者・障害者の自立のための公営住宅整備事業【住宅課】

内容：高齢者・障害者の自立を支援するため、公営住宅の整備を行い住環境を整備する。

## 75. 訪問指導事業【健康増進課】

内容：基本健診の結果、健康管理の指導が必要な人、要介護のおそれがある高齢者及び家族に対し、保健師、看護師、栄養士が健康の保持増進、介護予防及び心身機能の低下予防を図るため訪問し、必要な指導を実施する。また、介護予防の視点から支援が必要な人やその家族にも訪問指導を行う。

（次ページに続く）

## 2) 高齢者等への介護体制の整備

## 76. 介護保険制度の周知【介護保険課】

内容：介護保険制度について、広く市民に理解してもらえるように、制度説明会、広報紙への記事掲載、パンフレット・冊子配布、イベント等での相談窓口等制度の周知に努める。

## 77. 介護保険による訪問介護サービス事業【介護保険課】

内容：介護保険制度の理念である在宅介護重視を念頭に、利用者に対し訪問介護、訪問入浴、訪問看護及び訪問リハビリのサービスを提供する

## 78. 介護保険による通所介護サービス事業【介護保険課】

内容：介護保険制度の理念である在宅介護重視を念頭に、利用者に対し、通所介護及び通所リハビリのサービスを提供する

## 79. 介護保険による短期入所サービス事業【介護保険課】

内容：介護保険制度の理念である在宅介護重視を念頭に、短期入所生活介護及び短期入所療養介護のサービスを提供する

## 80. 介護保険による福祉用具の購入費支給【介護保険課】

内容：介護保険制度の理念である在宅介護重視を念頭に、利用者に対し福祉用具の購入費を支給するサービスを提供する

## 81. 介護保険による住宅改修費の支給【介護保険課】

内容：介護保険制度の理念である在宅介護重視を念頭に、利用者に対し住宅改修費を支給するサービスを提供する

## 82. 介護保険による居宅療養管理指導【介護保険課】

内容：介護保険制度の理念である在宅介護重視を念頭に、利用者に対し居宅療養管理指導を行う

## 83. 介護保険による特定施設入所者生活介護事業【介護保険課】

内容：介護保険制度の理念である在宅介護重視を念頭に、利用者に対し特定施設入所者生活介護のサービスを提供する

## 84. 介護保険による痴呆対応型共同生活介護事業【介護保険課】

内容：介護保険制度の理念である在宅介護重視を念頭に、利用者に対し痴呆対応型共同生活介護のサービスを提供する

## 85. 介護保険による施設介護サービス【介護保険課】

内容：介護保険制度の理念である在宅介護重視を念頭に、利用者に対し施設介護サービスを提供する

## 86. 軽度生活援助事業【高齢福祉課】

内容：介護保険対象外で、軽易な日常生活の援助を必要とする高齢者に対し、ホームヘルパーが訪問し、調理・洗濯などの家事援助サービスを行う。

(次ページに続く)

## 3) 国際交流の推進

## 87. 姉妹都市等との相互訪問【男女参画国際課】

内容：姉妹都市や友好都市との交流を促進するため、視察団など、相互に訪問を行う

## 88. 外国語指導助手による小・中学生への国際理解教育【総合教育センター】

内容：外国語指導助手（ALT）9名を配置し、小・中学校の子どもたちに楽しく英語を教えながら、外国での文化や家庭のあり方などの社会的背景を伝える。

## 89. 民間団体による交流活動支援【男女参画国際課】

内容：八戸国際交流協会の在住外国人と市民との交流会や日本語講座、外国語情報提供・相談など各種事業に対して、その活動を支援する。

### 2.3.4 課題4の施策の体系

#### 課題4 地域活動及びボランティア活動の推進

##### 1) 市民活動団体への支援

###### 90. 市民活動団体サポートセンター設置事業【政策推進課】

内容：市民活動団体の活動拠点となる市民活動サポートセンター「ふれあいセンターわいく」を運営し、市民の自主的・自発的な活動を支援する。

###### 91. 市民提案事業奨励金【政策推進課】

内容：自主的な公益性のある活動や地域コミュニティ活動を支援するため、初動期、事業拡大期における活動費の一部を助成する。

##### 2) ボランティア活動を促進する機運の醸成

###### 92. 社会奉仕活動等促進事業【高齢福祉課】

内容：ひとり暮らしや寝たきりの高齢者を訪問する友愛活動や、公共施設等の積極的な清掃奉仕活動等を通じ、高齢者の社会参加促進を図る。

###### 93. 青少年（中・高生）の地域活動【社会教育課】

内容：青少年の健全な仲間作りを進めるとともに、地域社会の一員としての関心と自覚を深めるため、各種ボランティア活動を実施する。

##### 3) 地域活動への参加を促進するための広報・啓発活動の推進

###### 94. 市民活動サポートセンター交流会議【政策推進課】

内容：市民活動団体の情報交換並びに市民に対する市民活動への理解を深める機会を提供するため、市民活動サポートセンター事業として交流会議を開催する。

###### 95. 市民活動サポートセンターでの情報提供【政策推進課】

内容：市民活動サポートセンター事業として、市民活動団体に関する情報の収集・提供を行う。



## 2.4 基本目標 IV 個人として重んぜられるべき人格の尊重

男女間での個人の尊厳を傷つける暴力行為などを予防し、万一被害に遭っても救済されるための体制の整備と生涯を通じて健康で暮らすことのできる環境整備、そして学校教育を含め、地域社会の総合事業としての生涯学習を通じて、人権意識を基盤とした差別のない社会を目指す施策を推進する。

### 基本目標 IV

#### 【基本目標の課題】

- 課題 1 男女間での暴力的行為を根絶するための基盤づくり
- 課題 2 男女がともに生涯を通じて営む健康づくりの促進
- 課題 3 男女平等で多様な選択を可能にする教育・学習への支援

.....

#### 【指標とその目標値】

- 生涯学習の場において性別で大きな偏りのない参加率を目指すこと
- 基本健康診査の受診率が対象者の 50% 以上となること

### 2.4.1 課題1の施策の体系

#### 課題1 男女間での暴力的行為を根絶するための基盤づくり

##### 1) 暴力を予防し、容認しない地域づくりのための広報・啓発活動の推進

###### 96. 男女間暴力の防止に関する広報【子ども家庭課】

内容：暴力の防止に関するパンフレット等により広報する。

###### 97. 八戸市虐待等防止ネットワーク会議【健康福祉政策室】

内容：関係団体、関係機関の代表者らが、年1~2回参集し、虐待等の防止と早期発見、被害者及びその家族への支援を目指し、相互の連携を図るため、会議、研修等を開催する。

##### 2) 配偶者間等の暴力被害者に対する保護・自立支援

###### 98. 家庭（児童）婦人等相談室【子ども家庭課】

内容：主に生活困窮、夫等の暴力等の女性の様々な問題や悩みについて対処するため、専門の相談員を常駐し、相談業務を実施する。

###### 99. 一時避難等被害者支援【子ども家庭課】

内容：配偶者間暴力や児童虐待により、一時避難が必要と判断された人を警察、児童相談所及び女性相談所と連携し、安全な施設等へ収容するなど、その保護に努める

## 2.4.2 課題 2 の施策の体系

## 課題 2 男女がともに生涯を通じて営む健康づくりの推進

## 1) 性差医療についての知識普及

## 100. 女性専門外来【医事課】

内容:女性医師をはじめとする女性の医療スタッフが、女性特有の症状・不安等について対応・支援するため、市民病院に女性だけを対象とした外来を設置し、患者を予約制で受け付ける。

## 101. 思春期健康教室【健康増進課】

内容:心身の発達段階に応じた性教育の必要性があることから、思春期保健対策強化事業の一環として、三八地域県民局地域健康福祉部、小・中学校・市が連携して、赤ちゃんふれあい体験、パパ・ママ体験の2事業を実施する。

## 102. 妊産婦訪問指導【健康増進課】

内容:母子の健康保持推進のための妊娠・分娩・産後の健康管理支援と新生児の健やかな発育、発達の支援をするため、訪問指導を行う

## 103. 生活習慣病予防教室【健康増進課】

内容:男性のためのヘルスアップ講座として「生活習慣病予防教室」を実施する。なお、健全な生活習慣の確立を通じて生活習慣病等疾病の予防、悪化を防ぐため、男性のみを対象とした教室としている

## 104. 個別健康教育【健康増進課】

内容:健診受診者で高血圧、高脂血症、糖尿病の要注意者及び喫煙者の禁煙希望者を対象に、疾病の特性や個人の生活習慣等を具体的に把握しながら、継続的に健康教育を行うことにより、生活習慣行動の改善を支援し、生活習慣病の予防を図るため「個別健康教育」を実施する。

次ページに続く

## 2) 病気の予防・早期発見につながる健康づくりの推進

## 105. 八戸市健康まつりの開催【健康増進課】

内容：市民の健康づくりの意識高揚を図るため、国保年金課との共催により、各種コーナーを盛り込んだ「八戸市健康まつり」を開催する

## 106. 地区健康まつりの開催【健康増進課】

内容：健康づくりの意識の高揚を図るため、各地区において健康まつりを開催する

## 107. 定期健康診査の受診促進【健康増進課】

内容：生活習慣病及び結核予防対策の一環として、循環器疾患、がん及び結核の早期発見早期治療及び健康の保持増進を図るため、各種健康診査を実施する

## 108. 医師・歯科医師等による健康教室【健康増進課】

内容：健康に関する正しい知識の普及を図り、壮年期からの健康増進及び介護を要する状態に陥ることをできるだけ予防していくための支援として、医師・歯科医師・薬剤師・理学療法士・歯科衛生士・健康運動指導士・保健師・栄養士による健康教室を開催する

## 109. 保健師・栄養士の健康教室【健康増進課】

内容：健康に関する正しい知識の普及を図り、壮年期からの健康増進及び介護を要する状態にならないよう予防するための支援をする

## 110. 国民健康保険被保険者の人間ドック【国保年金課】

内容：国民健康保険被保険者が低額な自己負担で受診できるよう国保人間ドックを実施する。

## 3) 健康をおびやかす諸問題についての対策の推進

## 111. 庁内健康相談【健康増進課】

内容：心身の健康に関する個別の相談として、来庁者や電話での相談者に対応し、家庭における健康管理に役立てられるよう指導及び助言を行う「庁内健康相談」を実施する

## 112. 医師・歯科医師等による健康相談【健康増進課】

内容：正しい生活態度を理解させ健康増進を図るため、心身の健康に関する個別の相談に応じ、家庭における健康管理に役立てられるよう医師及び歯科医師、保健師、栄養士が健康相談を実施する

## 113. 保健師・栄養士の健康相談【健康増進課】

内容：心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資する。

## 2.4.3 課題 3 の施策の体系

## 課題 3 男女が平等で多様な選択を可能にする教育・学習への支援

## 1) 多様な選択を可能にする学校教育及び進路指導の推進

## 114. 計画訪問による学校への周知【総合教育センター】

内容：各学校への計画的な訪問等を通じて、男女平等観に立った教育指導と教育環境の整備について各学校へ周知を図る。

## 115. 総合教育センター広報による啓発【総合教育センター】

内容：総合教育センター広報を通じて、各学校へ周知を図る。

## 116. 教育相談員による相談業務【総合教育センター】

内容：教育に関する相談（電話・来所・訪問相談）に対し、教育相談員が親身になって対応する。

## 117. さわやか八戸グッジョブ・ウィーク事業【総合教育センター】

内容：実施希望中学校の2学年の生徒を対象に、連続した5日間の職場体験を通して、望ましい職業観・勤労観の育成に努める。指導に当たっては、特に男女平等観に立った進路指導に留意する。

## 118. 八戸市いのちをはぐくむ教育アドバイザー事業【総合教育センター】

内容：小・中学校へは、総合教育センター広報や学校訪問を通じて、性教育の充実について周知する。なお、中学校においては、専門医が学校に赴いて性に関する講演等を行う「八戸市いのちをはぐくむ教育アドバイザー事業」を実施する。

## 2) 教職員に対する啓発活動の推進

## 119. 教職員に対する啓発講座【男女参画国際課】

内容：教職員等を対象にした意識啓発講座を開催する。

(次ページに続く)

## 3) 生涯学習の促進

## 120. 鷗盟大学運営事業【高齢福祉課】

内容:60歳以上の高齢者を対象に、一般教養・園芸・生活福祉等の学習を通じ、社会参加を促し生きがいの増進を図る。

## 121. 市民大学講座【社会教育課】

内容:市民を対象に、知性を磨き、薰り高い教養を身につける生涯学習の場を提供するとともに、社会の要請と市民の学習要望に応えるため、様々な分野の講師を迎えて講座を開催する。

## 122. 映像利用学習会【児童科学館】

内容:視聴覚教育の手法を取り入れ、生涯学習を図る「映像利用学習会」を開催する。様々な分野から講師を招待して講演会を開催するほか、国際交流、施設見学会、パソコン教室、ワープロ教室、ビデオ制作、会員自身による課外活動などを実施する。

## 123. 公民館活動教室【中央公民館】

内容:地域社会の要望にこたえ、教養・生活技術・趣味等の講座を開催し、地域住民の生涯学習の一助とするとともに、地域社会の連帯感を醸成する。

## 124. 女性教室【中央公民館】

内容:社会や家族のあり方が変化し、女性の立場や生活も変化しつつある中で、女性が豊かな人間性を培うとともに、自主的かつ積極的に今日的課題に立ち向かう態度を育成することを目的として開催する。

## 125. 市民学校【中央公民館】

内容:余暇を有意義に過ごそうとする多くの市民に対し、教養・生活技術・趣味等の講座を提供し、生涯学習の一助としてすぐれた知性と豊かな人間性の高揚を図る。

## 126. 家庭教育学級【中央公民館】

内容:少子化・核家族化が進んだ現代社会の変化の中で、子どもが本来持っている「生きる力」を培うために、家庭や地域は何をすべきかを考え、家庭の教育力の充実に支援する。

## 127. 青年教室【中央公民館】

内容:市内の勤労青年に対し、進展する社会に適應できる人間形成がなされるよう組織的な学習機会の場を提供し、実際生活に必要な知識・技能の習得ならびに一般教養の向上を図る。

## 128. 高齢者教室【中央公民館】

内容:高齢者が実際生活に役立つ教養・技能等を習得し、生きがいを持って積極的に社会参加できるような学習機会の場を提供する。

## 129. 移動公民館【中央公民館】

内容:時代への適應性と地域連帯感の高揚を図るとともに、実際生活に必要な知識・技能の習得を目的として、公民館から遠い地区に広く学習の場を提供し、学習機会の拡充を図る。

## 130. 社会教育指導員派遣事業【社会教育課】

内容:社会教育指導員を派遣し、社会教育についての直接指導、学習相談、関係団体の育成等を行う。

### 3 重点推進事業

この実施計画に掲げた事業は、すべて男女共同参画の推進にとって重要なものですが、その中でも、基本計画の推進に当たって不可欠なことは、現状把握です。市民の意識調査は平成14年度に実施しましたが、職業分野における育児休業取得状況や役員の性別比率などについては、関係行政機関の公表資料も十分ではなく、雇用の場における状況は明らかとはいえない状態です。そこで、改定した基本計画の前半の3年間（平成20年度まで）は、事業所を対象に状況把握に努めることが喫緊の課題といえます。

次に、平成8年度から17年度までの「はちのへプラン」における実施計画でも具体的な目標値としてきた八戸市の附属機関における女性の登用率30%以上については、今計画では、その表現を男女にかかわらずその少ないほうの割合と改めましたが、その数値を踏襲しております。前基本計画期間中、その数値は当初からしばらく上昇し続けましたが、期間終了直前から目標値に近づくにつれて伸びなくなり、現在も28%台で停滞しているようです。さらに現基本計画では公募委員の割合についてもその目標値を定め、附属機関の活性化を期待しています。そこで、附属機関の性別比率と公募比率について、目標達成を期すべきところであると考えられます。

また、次代を担う児童・生徒を育む教育の場においても、男女共同参画意識の醸成は重要です。特に、子どもたちに直に接する教職員らにおいては、指導内容や進路指導だけでなく、日ごろの言動も子どもたちに大きな影響を与え、将来の男女平等意識を左右しかねない課題です。こうしたことから、教職員に対する啓発にも力を入れる必要があります。

#### 前期の重点事業

| 事業番号 | 事業名                | 体系コード      | 担当部署    |
|------|--------------------|------------|---------|
| 1    | 審議会等への性別で偏らない委員の登用 | I - 1 - 1  | 行政改革推進課 |
| 2    | 審議会等での公募制の積極的導入    | I - 1 - 1  | 行政改革推進課 |
| 20   | 男女共同参画にかかわる状況の調査   | I - 4 - 2  | 男女参画国際課 |
| 119  | 教職員に対する啓発講座        | IV - 3 - 2 | 男女参画国際課 |

[メモ]



男女共同参画社会をめざす はちのへプラン 2006  
実施計画 前期（平成 18 年度～20 年度）

八戸市市民生活部男女参画国際課男女共同参画グループ

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目 1 番 1 号

TEL 0178-43-2111 内線 628・629

FAX 0178-47-0746

E-MAIL danjo@city.hachinohe.aomori.jp

WEB ページ <http://www.city.hachinohe.aomori.jp>

平成 18 年 3 月 31 日策定

（平成 18 年 4 月 1 日付機構改革を反映して修正）